

時間外選定療養費請求のお知らせ

当院では救急患者を24時間体制で受け入れているため、「緊急性を要しない患者（いわゆる軽症患者）の

時間外受診」には、通常の初・再診料のほかに、時間外選定療養費を別途ご請求いたします。

安全で質の高い医療を提供するため、時間外選定療養費のご負担についてご理解とご協力をお願いいたします。

軽症の定義

傷病の程度が入院加療を必要としないもの。

費用の額

4,400円（税込）

時間外選定療養費が生じる時間帯

【月曜、火曜、水曜、木曜、金曜】…………… 0：00～9：00、17：30～24：00

【日曜、祝日】…………… 0：00～13：30、17：30～24：00

【土曜、年末年始 12/29～1/3】…………… 終日（外来診療時間外のみ）

つぎのような場合には、時間外選定療養費はご請求いたしません。

- ◇ 当院医師から「受診中の病気で症状が悪化した場合には救急外来を受診する様」指示があった場合
- ◇ 他院から救急外来受診のための紹介状を持参した場合
- ◇ 診察後入院となった場合、または入院の必要性があると診断された場合
- ◇ 緊急性があると医師が判断した場合

令和3年4月1日
医療法人社団忠医会
大高病院 院長